

新潟県条例第10号

公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

(公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

第1条 公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例（平成20年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><u>第1条 公立大学法人新潟県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)</p> <p><u>第2条 公立大学法人新潟県立大学に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><u>第1条 公立大学法人新潟県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)</p> <p><u>第2条 公立大学法人新潟県立大学に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</u></p>

(公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

第2条 公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例（平成24年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><u>第1条 公立大学法人新潟県立看護大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日</u></p>	<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><u>第1条 公立大学法人新潟県立看護大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日</u></p>

におけるその額)が50万円以上のもの(その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

**第2条** 公立大学法人新潟県立看護大学に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

公立大学法人新潟県立看護大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。